

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付月日	提出月日	参議院 委員会 託議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決	備考
5	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長 (五八、三三四)	五八、三三四	五八、三三四	付 (予) 可決	付 (予) 可決	
16	内閣総理大臣その他の國務大臣の資産の公開に関する法律案	和田一仁君 外二名 (五二三)	五二四		付 (予) 可決	五八、五二四 継続審査	

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第五号）（衆議院提出）

五八、三、二四 衆・議院運営委員長

提出

三、二四 衆可決
三、三一 参可決

要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

- 1 国会議員の歳費月額について、なお当分の間、八十八万円に据え置くこととする。
- 2 政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額についても、同様の措置を講ずることとする。
- 3 本案は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

国会議員の歳費月額は、昨年三月の法改正により、本年三月まで八十八万円に据え置く措置が講ぜられたのであります。本法律案は、これを、なお当分の間、八十八万円

に据え置くこととするとともに、政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額についても、同様の措置を講じようとするものであります。

委員会におきまして審査の結果、本法律案は可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。以上御報告申し上げます。

○公職選挙法改正に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

10	番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	委員会付託	衆議院	衆議院	備考
		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案		五八、三、一	五八、三、三 受領	五八、三、一 (予)	五八、三、七 可決	五八、三、一 公職選挙法改正調査特委 可決	
						五八、三、一 委員会付託	五八、三、三 衆議院	五八、三、三 衆議院	